

志太地域流域治水協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「志太地域流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、島田市、焼津市、藤枝市の3市域(以下「志太地域」という。)を流れる二級河川において、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が主体的に水害対策に取り組む「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、表－1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、各構成員の命により、各機関からの代理出席を認める。
- 3 その他の志太地域内の関係機関の参画については、協議会の同意を得て、構成員として追加できるものとする。
- 4 協議会には、構成員の互選により会長を置く。会長は、協議会を代表し会務を統括する。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 志太地域で行う流域治水の全体像の検討及び共有。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)」及び「水災害対策プラン(以下「プラン」という。)」の策定及び公表。
- 3 プロジェクト及びプランの各対策における実施目標期間の設定。
- 4 プロジェクト及びプランに位置付けられた対策の実施状況のフォローアップ。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会で承認された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(協議会の成立)

第6条 協議会は、表－1の構成員の3分の2以上の出席で成立するものとする。

(会議)

第7条 協議会は、会長が必要と認める時、もしくは構成員から要請があった場合に開催し、会議の議長は会長がこれにあたる。

2 諸般の事情により、会議開催が困難な場合には、書面開催による決議とする。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に「瀬戸川（石脇川）・高草川流域」、「小石川・黒石川流域」、「栃山川・成案寺川・木屋川・志太田中川流域」の3流域において、それぞれ幹事会を設置する。また、志太地域内の上記以外の流域についても、必要に応じ、幹事会を設置することができる。

2 幹事会は、表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、島田市建設課、焼津市河川課、藤枝市河川課及び静岡県島田土木事務所に置き、代表事務局を静岡県島田土木事務所とする。

(参考人からの意見聴取)

第10条 協議会が必要と認める時、構成員以外（オブザーバー）に出席を求め、意見を聴取することができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

(その他)

第12条 「石脇川・高草川流域総合的治水対策推進協議会規約」及び「小石川・黒石川流域総合的治水対策推進協議会設置要領」で定める各協議会の目的や内容等については、本協議会が引き継ぐものとし、本規約の施行により各協議会規約等はその効力を失う。

(附則)

本規約は、令和3年1月8日から施行する。